

北海道林業労働力確保促進基本計画改正検討懇談会（第2回）における意見と対応

(1) 基本計画の改正素案に対する意見

- 「基本計画（改正）の概要」にある労働災害による死傷者数の推移のグラフについて、林業の労働災害の発生頻度が、他産業よりも高い状態で推移していることを正しく伝えるため、林業と全産業の労働災害の発生割合の推移のグラフに変更すべき。

ご意見を踏まえ、該当グラフを「林業と全産業の労働災害の発生割合」に変更しました。

- 適切な価格転嫁の推進について、原材料やエネルギーのコスト上昇分に加え、人件費が上昇していることを踏まえ、人件費相当分についても適切に価格転嫁する必要があることを示すべき。

ご意見を踏まえ、改正素案「第5 林業労働力の確保の促進を図るための施策」において、「人件費等の上昇分の適切な価格転嫁」に関する記載を追加しました。（第5-4-(1)に追加）

- 外国人材の適正な受入について、技能実習制度に関する検討が政府で進められていることを踏まえて内容を検討するべき。

ご意見のとおり、国の有識者会議においては、本年4月に現行の技能実習制度は廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設を検討するとして中間報告書を取りまとめ、今後、令和5年秋を目途に、関係閣僚会議に最終報告書を提出することとしています。

こうした状況を踏まえ、「第2 林業における経営及び雇用の動向」の「5 林業労働対策の現状と課題」に、業界団体における技能実習2号移行対象職種追加に向けた取組のほか、有識者会議における外国人材を適正に受け入れるための方策の検討を追加しました。

一方、新たな制度については、現時点で、制度設計の内容や法改正の時期等が不透明であり、法改正がなされるまでは、現行法令に基づく対応が必要なことから、「第1回検討懇談会」におけるご指摘に沿った形で、「技能実習制度は労働力の需給調整の手段として行われてはならない」という趣旨を盛り込んだ上で、現在の法令遵守の文言として整理したところです。

今後、技能実習制度の見直しが進んだ時点で、改めて基本計画の改正を検討してまいります。

(2) その他情報共有・今後に向けた意見

- 休暇制度の充実など労働環境を充実させる必要性が高まっており、人材の確保及び定着に向けて、これまで以上に「ワーク・ライフ・バランス」に配慮する必要がある。

「第4 事業体が行う林業労働力の確保に関する目標」において、「ワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメント防止対策の徹底」などを明記したところであり、引き続き、就業先において安心して働き続けることができる環境の整備に努めてまいります。

- 人材の確保・定着に向けて、官民で連携して、対策を取ることが必要。
- 他業種との連携などにより、冬場の雇用を創出することで通年雇用化を促進し地域に定着してもらう取組が必要。

新規就業者の確保や定着に向けて、引き続き、林業事業者や教育機関、市町村などが参画する地域協議会などと連携し、高校生向けの林業現場体験学習事業の実施や、自走式草刈機の導入を支援するとともに、林業に携わる方が年間を通じて働けるよう、取組事例の普及を図るなど、通年雇用の促進に向けた取組を進めてまいります。

- 経営者が、林業への就業を検討している方が企業に求める内容について知る機会を創出することが必要。
- 休日の勤務に関する経営者の意識の啓発を図っていく必要。

安心して働きやすい職場環境への改善に向け、業界内外における先進事例や異業種の事例などをテーマとしたワークショップの実施など、経営者の意識の啓発に向けた取組を進めてまいります。